

社会福祉法人山鳩福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう、支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人山鳩福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県鹿児島市川上町3754番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。
- 5 理事のうち1名は、理事長の指名により、副理事長となる。
- 6 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員 の 任期)

第6条 役員 の 任期 は 2 年 と する 。 た だ し 、 補 欠 の 役 員 の 任 期 は 、 前 任 者 の 残 任 期 間 と

す る 。

- 2 役員 は 再 任 さ れ る こ と が で き る 。
- 3 理事長 の 任 期 は 、 理 事 と し て 在 任 す る 期 間 と す る 。

(役員 の 選 任 等)

第7条 理事 は 、 理 事 総 数 の 3 分 の 2 以 上 の 同 意 を 得 て 、 理 事 長 が 委 嘱 す る 。

- 2 監事 は 、 理 事 会 に お い て 選 任 す る 。
- 3 監事 は 、 この 法 人 の 理 事 、 職 員 及 び こ れ ら に 類 す る 他 の 職 務 を 兼 任 す る こ と が で き ない 。

(役員 の 報 酬 等)

第8条 役員 の 報 酬 に つ い て は 、 勤 務 実 態 に 即 し て 支 給 す る こ と と し 、 役員 の 地 位 に あ る こ と の み に よ っ て は 、 支 給 し ない 。

- 2 役員 に は 費 用 を 弁 償 す る こ と が で き る 。
- 3 前 2 項 に 関 し 必 要 な 事 項 は 、 理 事 会 の 議 決 を 経 て 、 理 事 長 が 別 に 定め る 。

(理 事 会)

第9条 この 法 人 の 業 務 の 決 定 は 、 理 事 を も っ て 組 織 す る 理 事 会 に よ っ て 行 う 。 た だ し 、 日 常 の 業 務 と し て 理 事 会 が 定め る も の に つ い て は 理 事 長 が 専 決 し 、 こ れ を 理 事 会 に 報 告 す る 。

- 2 理 事 会 は 、 理 事 長 が こ れ を 招 集 す る 。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を

示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内に

これを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決す

ることができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議さ

れる事項についての意思表示をした者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある

場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わ

ることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過

の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなけれ

ばならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長が、副理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しな

なければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び鹿児島市長に報告するも

のとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見

を述べるものとする。

(職員)

第 1 2 条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長 (以下「施設長」という。) は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 1 3 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 鹿児島県鹿児島市川上町 3 7 5 4 番地 2、3 7 5 4 番地 3、3 7 5 4 番 4

家屋番号 3 7 5 4 番 2

保育園・デイサービスセンター

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根スレート葺 2 階建

床面積 1 階 3 0 1 . 3 0 m² 2 階 2 4 5 . 8 5 m²

附属建物の表示

保育所 鉄筋コンクリート造陸屋根高床式平屋造

床面積 4 8 . 7 5 m²

(白菊保育園・デイサービスセンターさくら苑園舎)

(2) 鹿児島県鹿児島市川上町 3 7 4 4 番 1

宅地 1 6 9 . 9 9 m²

(3) 鹿児島県鹿児島市川上町 3 7 5 4 番 1

宅地 2 4 1 . 3 7 m²

(4) 鹿児島県鹿児島市川上町 3 7 5 4 番 2

宅地 8 2 3 . 0 9 m²

(5) 鹿児島県鹿児島市川上町 3 7 5 4 番 3

宅地 4 5 . 7 9 m²

(6) 鹿児島県鹿児島市川上町 3 7 5 4 番 4

宅地 1 5 8 . 1 2 m²

(7) 鹿児島県鹿児島市川上町 3 7 5 4 番 5

宅地 6 . 6 4 m²

(8) 鹿児島県鹿児島市川上町 3 7 5 4 番 6

宅地 0 . 2 5 m²

(9) 鹿児島県鹿児島市川上町 3 7 5 4 番 7

宅地 1 5 . 3 2 m²

(以上、白菊保育園敷地)

(10) 鹿児島県鹿児島市川上町 3 7 5 4 番地 1

家屋番号 3 7 5 4 番 1

居宅 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床面積 1 階 8 3 . 6 2 m²

2 階 4 6 . 1 5 m²

(白菊保育園倉庫・物置)

(11) 鹿児島県鹿児島市宇宿町 9 6 4 番地、9 6 3 番地、9 6 5 番地
3、9 6 6 番地 (仮換地 宇宿中間地区 5 0 ブロック)

家屋番号 9 6 4 番の 2

保育所 鉄筋コンクリート造陸屋根・かわらぶき 2 階建

床面積 1 階 3 4 5 . 8 4 m²

2 階 2 3 3 . 7 6 m²

(ユズリ葉の杜保育園舎)

(12) 鹿児島県鹿児島市宇宿町 9 3 2 番 2

田 9 2 4 m²

(ユズリ葉の杜保育園敷地)

(13) 鹿児島県鹿児島市上荒田町 9 番 1 4、9 番 1 3

家屋番号 9 番 1 4

保育所 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

床面積 1 階 2 1 9 . 4 6 m²

2 階 2 1 5 . 1 3 m²

(ユズリ葉の杜保育園 上荒田園舎)

(14) 鹿児島県鹿児島市上荒田町9番13

宅地 113.21㎡

(15) 鹿児島県鹿児島市上荒田町9番14

宅地 304.80㎡

(以上、ユズリ葉の杜保育園上荒田敷地)

(16) 鹿児島県鹿児島市吉野町3753番地140、3753番地1

39、

3095番地77、3573番地139、3095番地140

先

(仮換地 吉野地区194ブロック)

家屋番号 3573番地140

保育所 鉄骨造陸屋根2階建

床面積 1階 222.86㎡

2階 153.35㎡

(白菊保育園 よしの杜園舎)

(17) 鹿児島県鹿児島市吉野町3095番地276

宅地 528.95㎡

(18) 鹿児島県鹿児島市吉野町3095番地277

宅地 30.71㎡

(以上、白菊保育園 よしの杜敷地)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は速やかに第2項に掲げるため、必要な手

続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2

以上の同意を得て、鹿児島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲

げる場合には、鹿児島市長の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の

財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は
確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、
毎会計年
度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、

事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する

者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、

これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、

必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 19 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 20 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 21 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 4 章 解散及び合併

(解散)

第 22 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 23 条 解散 (合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 24 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、鹿児島市長の認可を受けなければならない。

第 5 章 定款の変更

(定款の変更)

第 25 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、鹿児島市長の認可 (社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。) を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、

遅滞なくその旨を鹿児島市長に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人山鳩福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 外園 一生

理事 兼徳 三郎

理事 烏帽子清紀

理事 増山美喜雄

理事 千代森俊郎

理事 外園 久枝

監事 阿多 幸八郎

監事 山下 哲朗